

頼れるだれかが、 いるということ。

～ 老後の暮らしに安心と笑顔を～



老後に安心を添える3つの生前対策



身元保証
見守り



死後事務
委任契約



任意後見
財産管理



一般社団法人

日本高齢者支援センター

頼れるだれかが、 いるということ。

～ 老後の暮らしに安心と笑顔を～

身元保証
見守り

死後事務
委任契約

任意後見
財産管理

3つのサービスで 老後をしっかりサポート

一般社団法人日本高齢者支援センターでは、お客様の身の周りの支援や保証人を務める「身元保証・見守り」、認知症などになった時に介護施設の契約や財産管理を行う「任意後見・財産管理」、お亡くなりになった後の希望を叶える「死後事務委任契約」の3つのサービスを行っています。高齢者の方が安心して生活できるようにしっかりとサポートしています。

すべての高齢者の方に不安のない充実した老後を過ごしていただくために、
わたしたち一般社団法人日本高齢者支援センターはさまざまなサービスを行っております。

死後事務委任契約サービス

亡くなったあとに発生する葬儀や埋葬の手配、不動産や公共サービスの解約手続きなどの事務手続きを、生前のお客様のご希望通りに当センターが執り行います。

サービス内容



各種連絡



葬儀・火葬・納骨



家賃・不動産



遺品整理・退去手続き



債務弁済



行政手続き



身元保証・見守りサービス

病院への入院や福祉施設への入居などで必要になるお客様の「保証人」や「緊急連絡先」を当センターが務めます。さらに日常生活面におけるお困りごとの解決などを幅広くお手伝いいたします。

サービス内容



施設入居時の身元保証



入院時の身元保証



通院時の付き添い



退去時の事務手続き



見守りサービス



住所変更手続き



任意後見・財産管理サービス

高齢になり、認知症などで自己管理能力や判断能力が低下した時のために任意後見人を指定することができます。当センターでは各専門家の紹介をしております。

サービス内容



医療契約・介護契約



要介護認定の申請



施設入居の契約



預貯金・保険金などの管理



年金の受給・税金の納付



各種契約



身元保証・見守りサービス

身元保証・見守りサービスとは



病院への入院や介護・福祉施設への入居時には、

身元保証人や連帯保証人を求められるのが一般的です。

しかし、身元保証人を頼める家族や親族がない場合は、医療・福祉サービスを適切に受けられない可能性があり、不安になる方も多いのが現実です。

このようなケースのお客様の身元保証人や連帯保証人を、

お客様のご家族やご親族に代わって当センターが承ります。

さらに、定期的な見守り連絡や入院時の付き添いなど、お客様が日常生活を安心して過ごすために必要なサポートも提供します。

このような方にご利用いただいております

配偶者と死別したため一人暮らしで不安



身近に頼れる家族や親族がなくて不安



子どもがおらず、親族も高齢で負担をかけたくない



親戚とは疎遠になっていて頼れない



知人や家族、親族に迷惑や負担をかけたくない

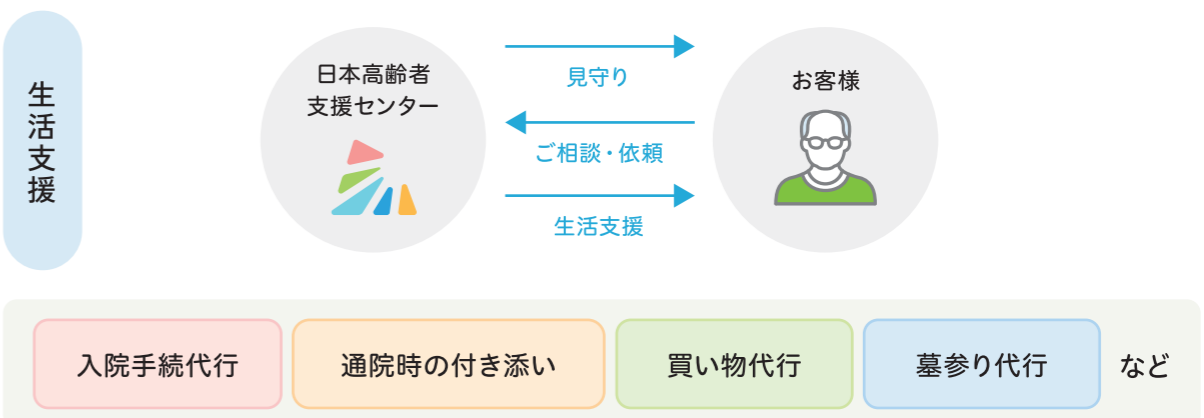


サービスの主な仕組みと流れ

身元保証サービスでできること



生活支援・見守りサービスでできること



身元保証人の役割とは

・連帯保証

入居施設への利用料金、医療機関への入院費などの連帯保証人となり、お客様が費用を支払えない場合、代理でお支払いいたします。

・身元引受

- ① 緊急搬送時の付き添い
- ② 容体急変時には緊急駆け付け
- ③ お亡くなりになった際のお引き受け

ご利用料金について

身元保証サービスをご利用いただく際に必要となる費用は、お客様の生活状況などによって大きく異なります。お一人おひとりの事情を汲み取りながら丁寧にお見積りいたしますので、まずはお気軽にお問い合わせください。当センターでは、生活保護を受けている方が安心してご利用いただけるプランもご用意しております。

死後事務委任契約サービス

死後事務委任契約サービスとは？

死後事務とは、人が亡くなった後に発生する事務的な手続き全般を指す言葉です。

お住まいの市区町村の役所への死亡届の提出にはじまり、親族や友人への連絡、

葬儀や埋葬の手配、医療機関や金融機関への届け出、不動産会社や

電気・ガス会社への解約連絡など、対象となる手続きは幅広く存在します。

これらの死後事務は、家族や親族によって執り行われるのが一般的です。

しかし近年になって「死後を任せられる子どもや近しい親族がない」という方や、

「大変な手続きで周りに迷惑をかけたくない」という方が増えています。

このようなケースにおいて、信頼できる第三者に自らの生前の意思と

亡くなった後の手続きを託すための仕組みを **死後事務委任契約** といいます。



このような方にご利用いただいております

親戚や周りの人に
迷惑を
かけたくない



独り身などの理由で
死後を任せられる
人がいない



死後のことを
自分の希望通りに
行ってほしい



亡くなった後に必要な手続きの一例

葬儀や埋葬に関する事務

- ご遺体の引取
- 死亡診断書・死体検案書の受取
- 火葬・埋葬許可申請
- 改葬許可申請
- 葬儀社との契約
- 親族への連絡
- 寺院・教会への連絡
- 葬儀・告別式の準備
- 葬儀費用の支払い
- 葬祭費・埋葬料の支給申請
- 納骨の手配
- 法要の準備

行政機関への届け出に関する事務

- 死亡届の提出
- 年金の受給資格抹消申請
- 介護保険資格喪失届
- 高額療養費の請求申請
- 復氏届
- 世帯主変更届
- 姻族関係終了届
- 遺族・寡婦年金の受給手続
- 死亡一時金の受給手続
- 児童扶養手当の受給手続
- 相続放棄・限定承認
- 遺言書の検認申立
- 所得税の準確定申告
- 青色申告承認申請
- 相続税の申告・納税

※裁判所手続は弁護士・司法書士、税務手続は税理士をご紹介します。

生活に関する事務

- 関係者への死亡の連絡
- 賃貸不動産の
契約解除・明け渡し
- SNSのアカウント削除
- 病院や介護施設の
未払料金の精算
- 公共料金の精算・解約手続
- パソコンや携帯電話の
個人情報の抹消処理
- 残存家財・不用品の処理
- インターネットの解約手続
- 飼っているペットの引き渡しや
施設への入所手続

上記はほんの一例です。

「もっと詳しく知りたい」という方はぜひお気軽にお問い合わせください。

主な死後事務の種類ごとの手続きの流れの一例

期限の目安	7日以内	14日以内	3ヵ月以内	4ヵ月以内	10ヵ月以内	5年以内
行政機関への届出	<ul style="list-style-type: none"> 死亡届 死体埋火葬許可申請書の提出 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯主変更 住民票抹消届 介護保険資格喪失死亡届 年金受給権者死亡届 健康保険資格喪失届 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険受給資格者証の返還 	<ul style="list-style-type: none"> 所得税準確定申告 	<ul style="list-style-type: none"> 運転免許証返納 パスポート返納 	<ul style="list-style-type: none"> 高額療養費の還付請求(2年以内) 遺族年金・その他年金手続(2年または5年以内) 葬祭費・埋葬料の支給申請(2年以内) 死亡一時金の受給手続(2年以内)
葬儀・法要	<ul style="list-style-type: none"> 葬儀社の手配 通夜・告別式(初七日法要) 墓の検討 		<ul style="list-style-type: none"> 四十九日法要 納骨 			<ul style="list-style-type: none"> 一周忌
遺産相続			<ul style="list-style-type: none"> 遺言書の検認* 相続人の確定 遺産調査(財産目録作成) 相続放棄・限定承認* 	<ul style="list-style-type: none"> 遺産分割協議* 預貯金の払い戻し 	<ul style="list-style-type: none"> 相続税申告* 	<ul style="list-style-type: none"> 遺留分侵害額請求(1年以内)* 不動産の相続登記(1年以内)* 生命保険金の受取(3年以内)
関係者連絡	<ul style="list-style-type: none"> 近親者・知人・勤務先への連絡 不動産会社への連絡 公共料金等の名義変更・解約 銀行等金融機関への死亡届け出 					

※裁判所手続は弁護士・司法書士、税務手続は税理士をご紹介します。

よくあるご質問

遺言制度や後見人制度と死後事務委任契約はどう違うの？

それぞれの制度や仕組みでカバーできる事務手続きの内容が異なります。葬儀や埋葬に関する申請など、遺言制度や後見人制度では執行できない死後の事務手続きがあるため、各制度を補完する目的で死後事務委任契約を締結する場合があります。

カバーできる事務手続きの内容

葬儀や埋葬など死後に発生する事務手続きの委託

死後事務委任契約

- 遺言事項を除く死後の事務全般

○ できる

※ただし法定遺言事項に該当しない事務のみ

遺言制度

- 死後の遺産相続
- 法定遺言事項

✕ できない

※付言事項として死後事務への意向を遺言に記載することはできるが法的な拘束力はない
※法定遺言事項以外の死後事務を委任する場合は別途死後事務委任契約の締結が必要

成年後見制度

- 生前の財産管理や身上監護
- 法定事項

△ 一部できる

※遺体の火葬や埋葬に関する契約の締結など法定された要件に該当する事務のみ可能
※法定事項以外の死後事務を委任する場合は別途死後事務委任契約の締結が必要

任意後見制度

- 生前の財産管理や身上監護

✕ できない





※死後事務を委任する場合は別途死後事務委任契約の締結が必要

死後に必要となる一般的な資金

亡くなった後の手続きや葬儀などには多くの費用が掛かります。

そのうちの一般的な費用の一例です。

まとまった費用が必要なため、生前の間に必要な資金を用意しておけると安心です。

 <p>火葬・埋葬費用 約 50万円</p>	 <p>医療費・介護施設の精算 約 20万円</p>	 <p>公共料金の支払 約 10万円</p>
 <p>不動産の解約・賃料精算 約 20万円</p>	 <p>法要・納骨費用 約 30万円</p>	 <p>遺品整理費用 約 50万円</p>

これらの費用を
足し合わせると...

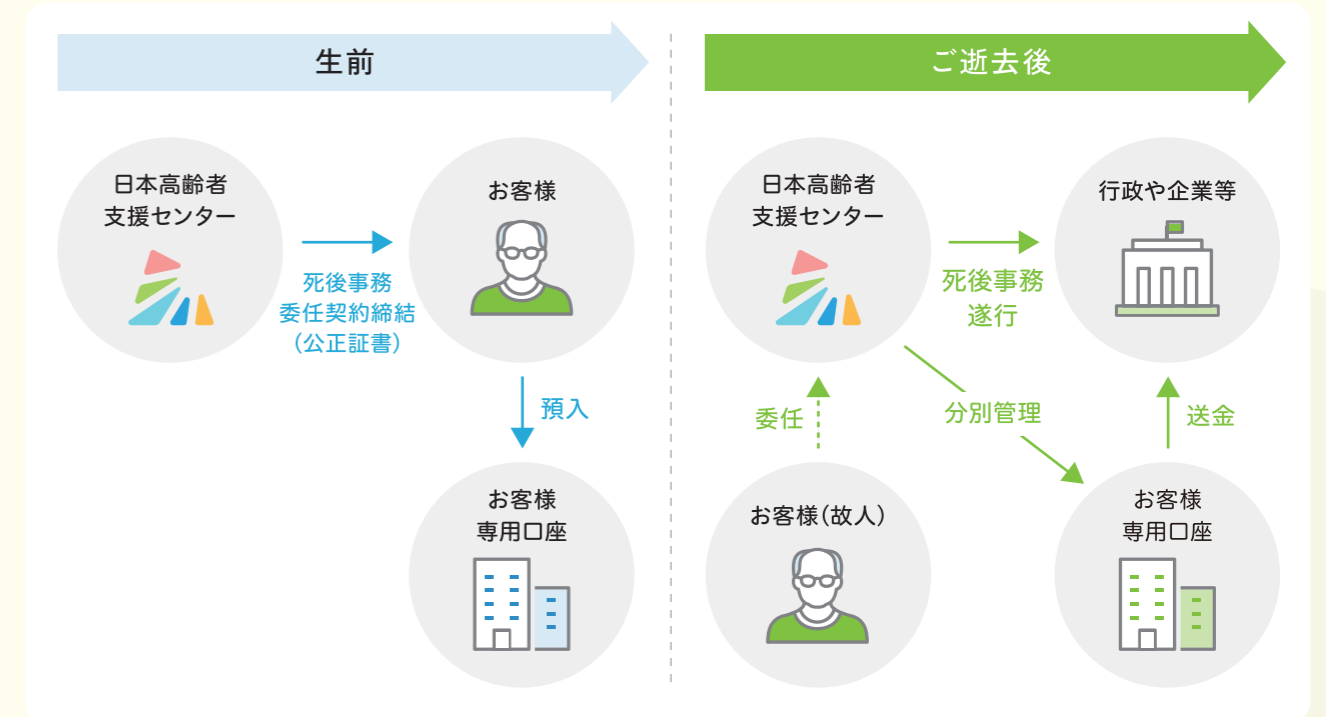
合計

100～300万円ほど必要に!

ご家族や近い親族に迷惑をかけたくないという方が増えています。

預託金の取り扱いについて

当センターの死後事務委任契約サービスでは、お客様の死後に必要となる死後事務費用を事前に計算します。死後事務費用は、契約締結時にお客様専用口座に全額お預けいただき、分別管理の上、お客様のご逝去後に死後事務執行費用に充当させていただきます。



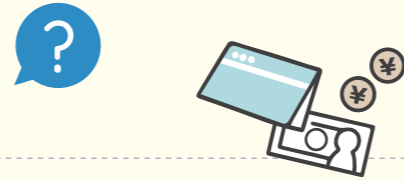
モデルプランのご紹介

当センターの死後事務委任契約サービスをご利用いただく場合のモデルプランです。

生前費用	死後事務費用			
<p>①調査費用 (ライフプランサポート)</p> <p>税込 33万円</p>	+	<p>②死後事務報酬 (基本+オプション)</p> <p>税込 27.5万円～</p>	+	<p>③お客様準備資金 (葬儀費用など)</p> <p>税込 100万円～</p>
<p>合計</p> <p>税込 160.5万円～</p>				
<p>①の調査費用は生前にお支払いいただく必要がございます。 ②死後事務報酬と③お客様資金は内容により変動いたします。 ②③の死後事務費用は、契約締結時にお客様専用口座に全額お預けいただき、分別管理の上、お客様のご逝去後に死後事務執行費用に充当させていただきます。</p>				

任意後見・財産管理サービス

任意後見・財産管理サービスとは



高齢になり、認知症などで自己管理能力や判断能力が低下すると、財産の管理や医療や福祉、生活に関する契約締結などへの対応が難しくなります。また、不当な不動産契約をさせられたり、特殊詐欺に遭うなどの不利益を被るリスクも高まります。

対策として、本人に判断能力のある元気なうちに任意後見人となる人物を自ら指定し、将来判断能力が不十分になった場合に委任する財産管理や事務の内容を契約に定めておける制度を**任意後見**といいます。

任意後見制度の利用をご検討されるお客様の相談先に司法書士事務所、行政書士事務所、社会福祉士などを、当センターが無料でご紹介いたします。

このような方にご利用いただいております

配偶者と死別している



頼れる家族や親族がない



夫婦ともに高齢



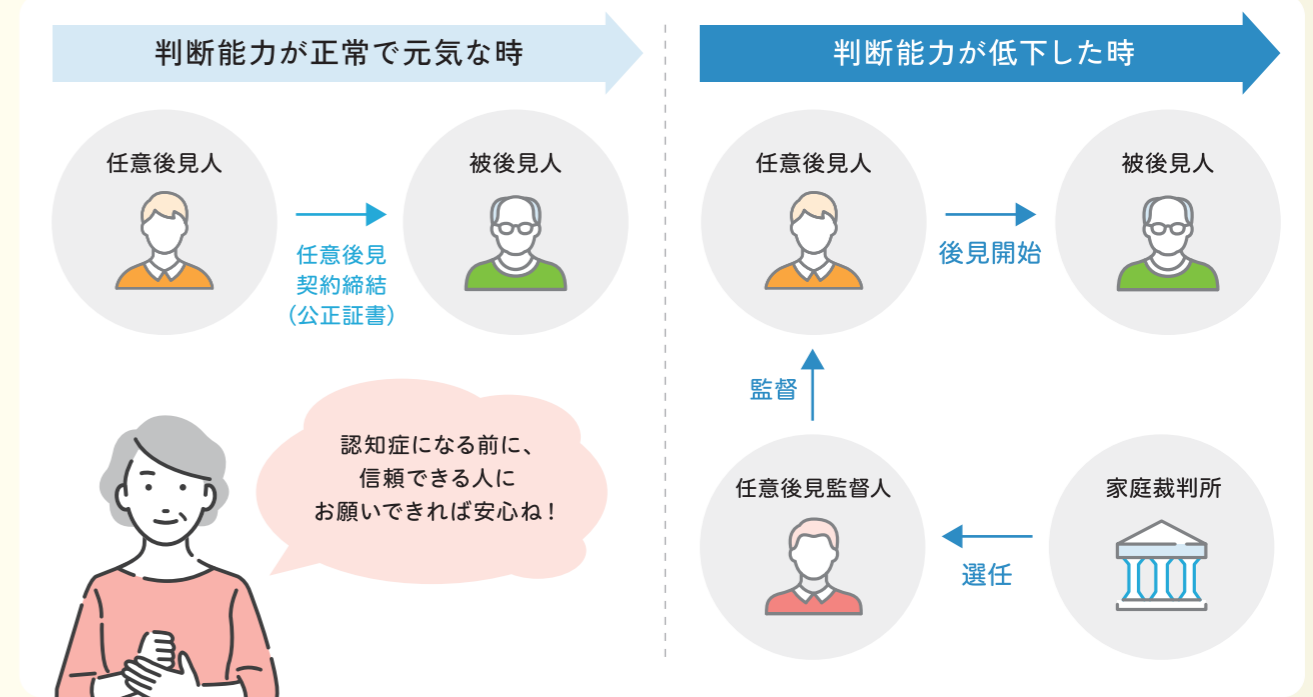
親戚と疎遠になっている



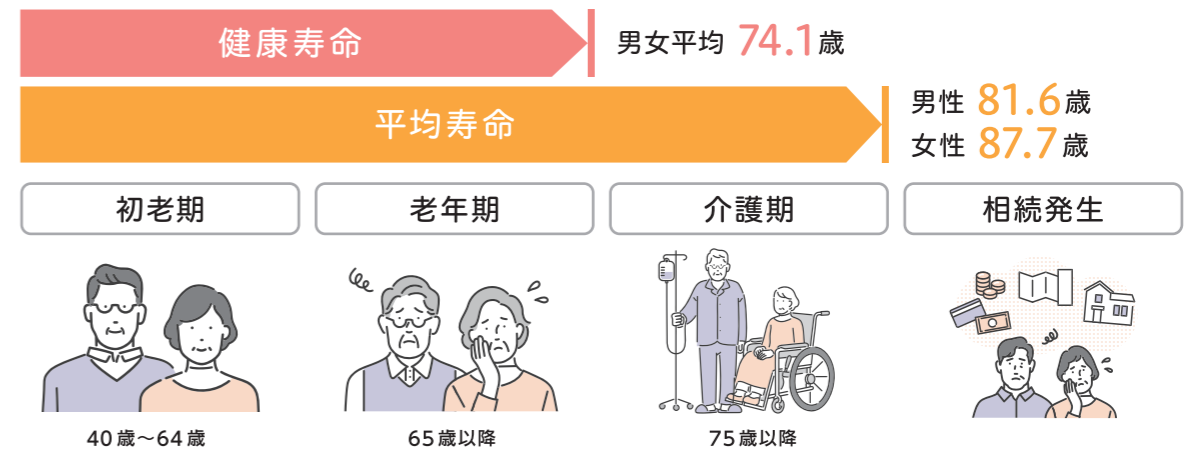
子どもがない



預託金の取り扱いについて



65歳を迎えたら終活・相続対策の適齢期



※健康寿命出典「世界保健機構：世界保健統計報告書 2021年版」より ※平均寿命出典「厚生労働省：令和2年簡易生命表」より

健康寿命とは？

国連の世界保健機関(WHO)が提唱した新しい寿命の指標です。平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた、生涯で日常生活に制限のない健康な期間と定義されています。

ご利用料金について

当センターからお客様への士業先生のご紹介は**無料**です。

別途、お客様と士業先生の間で任意後見契約締結にかかる費用が発生します。詳しくはお問い合わせください。

各種サービスご利用の流れ

ご契約のタイミング

身元保証・見守りサービスをお考えの方

病院への入院や施設への入居が必要となる前の元気なうちに契約しておく、いざという時に安心です。

死後事務委任契約サービス、 任意後見・財産管理サービスをお考えの方

認知症などになる前で十分な判断能力がある段階のうちにしか契約することができません。

おひとりさまや身近に頼れるご家族がいない方、他の人に迷惑を掛けたくないとお考えの方は、なるべく早めにご検討されることをお勧めいたします。

日本高齢者支援センターでは、各サービスの窓口となって、お客様のお悩みをお聞きしています。介護福祉施設や弁護士・司法書士・税理士など専門家とネットワークでつながり、さまざまな場面でご支援しています。

老後のお悩みどんなことでも伺います。
お気軽にご相談ください。

 **0120-342-888**

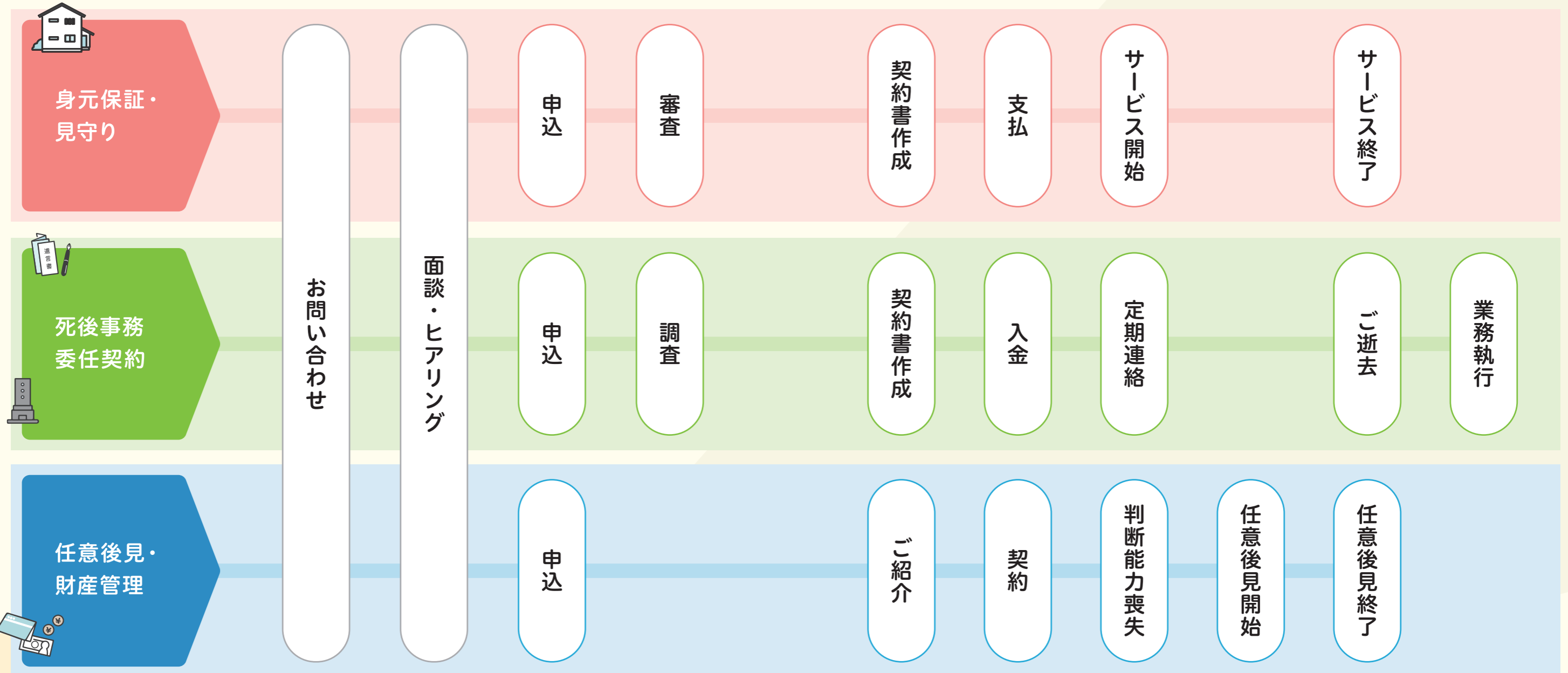
受付 9:00~18:00 / 定休日 日曜・祝祭日

一般社団法人 日本高齢者支援センター

〒150-0011 東京都渋谷区東二丁目24番6号 魚竹ビル5階

TEL: 03-6805-1088 / FAX: 03-6805-1175

HP: <https://j-ssc.or.jp/>



まずはお電話で
お気軽にお問い合わせください



0120-342-888

受付 9:00~18:00 / 定休日 日曜・祝祭日

一般社団法人 日本高齢者支援センター

〒150-0011 東京都渋谷区東二丁目24番6号 魚竹ビル5階

TEL:03-6805-1088 / FAX:03-6805-1175 / HP:<https://j-ssc.or.jp/>

HP

